

# 「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の策定」支援業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

## 1. 実施目的

本市では、南部地域が抱える課題の解決を図り、まちの活性化につなげるため、南部地域活性化構想（以下「活性化構想」という。）を、平成29年度に策定した。

活性化構想では、市民・事業者と行政が共有できる中長期的なまちづくりの方向性を示し、さまざまな施策を一体的に推し進め、「こども」「安全・安心」「にぎわいとゆとり」を柱とする施策全体をコーディネートし、ソフト・ハード事業ともに中長期を見据えたまちづくりを進めている。

また、南部地域活性化のコンセプトや学校・学校跡地などを中心としたゾーンを設定した南部地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を令和元年度に策定した。

本業務は、活性化構想と基本計画をふまえ、(仮称)庄内さくら学園校区の野田小学校・第十中学校、島田小学校の学校跡地の個別活用計画を策定する。

活性化構想の推進に際しては、野田小学校・島田小学校・第十中学校の個別活用計画の策定支援業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、以下のとおり公募型プロポーザルを実施する。

本要項は「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の策定」支援業務委託の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

## 2. 募集対象業務

### (1) 業務の概要

別添『「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の策定」支援業務委託仕様書』のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月31日まで

### (3) 委託限度額 3,500,000円(消費税等込)

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の

再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4. 日程 ※いずれも、令和2年（2020年）※日程は変更する場合がある。

- (1) 募集要項等の公表 4月1日（水）※市ホームページに掲載
- (2) 質問事項の締切 4月8日（水）17時15分必着  
※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (3) 質問事項への回答 4月13日（月）
- (4) 企画提案書等提出期限 4月24日（金）17時15分必着
- (5) 第一次審査（書類審査）4月30日（木）  
※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施する。
- (6) 第二次審査（プレゼンテーション）5月7日（木）10～17時  
※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の可否とともに通知します。
- (7) 審査結果の通知 5月中旬発送
- (8) 委託契約の締結 5月下旬締結

#### 5. 応募方法

##### (1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野（類似の策定支援業務）の業務を請け負った実績について記載すること。	様式2
3	実績として他市町村の類似計画等	複数ある場合は代表的なもの。複写可。	—
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。</li> <li>「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。</li> </ul>	様式3
5	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式4
6	処分歴等の確認書	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認すること。	様式5

7	企画提案書	次のとおり企画提案を求める。 <項目①>個別活用計画の実現に向けて、どのような手法で可能性のある事業者の抽出や誘致事業者等の検討を行うかについて。 <項目②>個別活用計画の役割や活性化構想や基本計画をふまえ、現時点で提案者が考える個別活用計画について <項目③>個別活用計画の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案者ができる点について。	任意
1 2	見積書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可	任意
1 3	団体の概要書（企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。	任意

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期限

令和2年(2020年)4月24日(金)17時15分必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(4) 提出方法

持参(土日祝及び時間外は受け付けない。)、郵送、宅配便のいずれかとする。郵送、宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(6) 提出先

下記10を参照。

## 6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

第2次審査(プレゼンテーション)の日程等は以下の通り

①日時:5月7日(木)

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間:30分(各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。)

③発表方法:提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選定委員から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。

**※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、二次審査をオンラインで実施することも検討しています。**

- ④機材等：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案者で用意すること。  
本市は、スクリーンと電源のみ用意する。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないことに留意すること。
- ⑤プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
- ⑥その他：当日の出席者は1提案者あたり5名以内(プレゼンテーションを行うものを含む)とし、提案内容の質疑に応答でき、本業務を担当するものとする。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
1. 業務経歴・担当者実績・業務実施体制	15	○類似する業務の実績や本業務を担当する体制について
2. 企画提案書	10	○提案内容の実現性についての評価
	10	○企画提案書作成やプレゼンテーション能力及び取組み姿勢についての評価
	20	○<項目①>について
	20	○<項目②>について
	15	○<項目③>について
3. 見積金額	10	○見積額が妥当か
4. 処分歴	内容に応じて減点	○処分歴等についての評価
合計	100	

(3) 審査結果の通知

結果は5月中旬に郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

**7. 提案者の失格**

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会  
が失格と認めたとき

## 8. 契約について

- ①優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ②本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

## 9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とする。
- ②審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ④提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

## 10. 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

(事務局) 豊中市都市経営部創造改革課

T E L 06-6858-2084 F A X 06-6858-4111

E-mail [souzou@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:souzou@city.toyonaka.osaka.jp)